

1. 受審数等の状況(総括表)

(2)主な施設・サービス別の受審数・受審率と累計

区分	主な施設・サービス種別	令和4年度 受審数	全国施設数 ※1	受審率	令和4年度迄の 累計受審数
高齢者	特別養護老人ホーム	489	8,414	5.81%	8,218
	養護老人ホーム	32	941	3.40%	716
	軽費老人ホーム	31	2,333	1.33%	575
	訪問介護	55	35,612	0.15%	1,465
	通所介護	149	24,428	0.61%	3,613
	小規模多機能居宅介護	39	5,614	0.69%	1,080
	認知症対応型共同生活介護	504	14,085	3.58%	7,074
障害者	身体障害者療護施設 ※2	—	—	—	130
	身体障害者更生施設 ※2	—	—	—	61
	身体障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	88
	身体障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	87
	知的障害者入所更生施設 ※2	—	—	—	557
	知的障害者通所更生施設 ※2	—	—	—	167
	知的障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	20
	知的障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	369
	精神障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	1
	精神障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	16
	居宅介護	4	24,462	0.02%	48
	生活介護	189	9,056	2.09%	1,734
	自立訓練(機能訓練)	3	403	0.74%	19
	自立訓練(生活訓練)	13	1,491	0.87%	101
	就労移行支援	15	3,353	0.45%	226
	就労継続支援(A型)	33	4,130	0.80%	233
	就労継続支援(B型)	237	14,407	1.65%	2,113
	共同生活援助	354	11,056	3.20%	1,635
	障害者支援施設(施設入所支援+日中活動事業) 多機能型	163	2,575	6.33%	2,018
		166	—	—	1,515
児童	保育所	1,949	23,899	8.16%	21,214
	幼保連携型認定こども園	83	6,475	1.28%	362
	地域型保育事業	38	7,474	0.51%	98
	その他保育事業	234	—	—	2,047
	児童養護施設 ※3	236	610	38.69%	2,960
	乳児院 ※3	53	145	36.55%	590
	児童心理治療施設 ※3	14	53	26.42%	155
	児童自立支援施設 ※3	12	58	20.69%	203
	母子生活支援施設 ※3	70	215	32.56%	980
	自立援助ホーム ※3	16	229	6.99%	112
	ファミリーホーム ※3	2	446	0.45%	9
	児童館	0	4,347	0.00%	55
	放課後児童クラブ	22	26,683	0.08%	25
	知的障害児施設 ※2	—	—	—	136
	知的障害児通園施設 ※2	—	—	—	55
	肢体不自由児施設 ※2	—	—	—	84
	重症心身障害児施設 ※2	—	—	—	66
	児童発達支援センター	27	678	3.98%	158
	医療型児童発達支援センター	4	97	4.12%	58
	児童発達支援事業	17	10,183	0.17%	110
	放課後等デイサービス	27	17,372	0.16%	181
	障害児多機能型	13	—	—	86
	障害児入所施設(福祉型)	18	250	7.20%	184
	障害児入所施設(医療型)	11	222	4.95%	90
	厚生	婦人保護施設	3	48	6.25%
救護施設		23	182	12.64%	360
他	その他 ※4	471			7,282
	合計	5,819			71,629

※1 全国施設数は、

「令和3年社会福祉施設等調査報告」(令和3年10月1日現在)、「令和3年介護サービス施設・事業所調査」(令和3年10月1日現在)、
「保育所等関連状況取りまとめ(令和4年4月1日現在)」における保育所、地域型保育事業数、
「認定こども園に関する状況について(令和4年4月1日現在)」における幼保連携型認定こども園数、
「福祉行政報告例(令和3年3月末)」における児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、
「社会的養育の推進に向けて(令和5年4月)」(令和3年10月1日現在)における、自立援助ホーム、ファミリーホームの施設数を参照した
「令和4年放課後児童健全育成事業の実施状況(令和4年5月1日現在)」における放課後児童クラブ数を参照した

※2 平成24年度までの施設・サービス種別

※3 全国推進組織が認証する評価機関が実施した件数と、都道府県推進組織が認証する評価機関が実施した件数を合算して集計

※4 以下のものを含む。「短期入所生活介護」「福祉用具貸与」「高齢者・その他」「障害者・その他」「その他障害児支援」「児童・その他」
「更正施設」「授産施設」「宿所提供施設」「その他のサービス・その他」